

# 補助金の流れ

6月

## 《申請》

この段階では活動加算補助金額が未定です。  
均等割・世帯割・活動加算割を申請してください。

\*提出書類

- ・自治会活動費補助金交付申請書

\*添付書類

- ・事業計画及び予算が記載された議案書等  
(概算払の場合)
  - ・請求書
  - ・概算払申請書
  - ・口座振替依頼書

1月末

## 《報告》

事業が完了したら速やかに実績報告を提出してください。

\*提出書類

- ・自治会活動費補助事業実績報告書
- ・補助事業報告書

\*添付書類

- ・活動加算割事業実施写真
- ・請求書
- ・口座振替依頼書
- ・事業報告及び会計報告が記載された議案書（案）等

市

## 補助金額の決定、通知

申請内容を審査します。また、活動加算の申請件数を基に1件当たりの加算額を決定し、各自治会に通知します。

\*市からの送付書類

- ・補助金等交付決定通知書

市

## 補助金額の確定、通知

実際に実施した活動の報告内容を受けて、補助金額を確定し、各自治会に通知します。また、自治会指定の口座に補助金を振り込みます。

なお、報告内容が、市が想定している活動と認められなかった場合は、返金していただくことがありますので、ご了承ください。

\*市からの送付書類

- ・補助金等交付確定通知書

この補助金は、各自治会から提出された申請件数によって決定します。

よって、各自治会が補助金を申請する段階では加算金額は未定です。申請を受理し、市から自治会長へ送る決定通知において金額を通知いたします。